3 1 教保第 1 2 5 7 号 令 和 2 年 3 月 2 4 日

各教育事務所長・支所長 各 県 立 学 校 長

愛知県教育委員会事務局長

令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開について(通知)

このことについて、令和2年3月24日付け元文科初第1780号で文部科学事務次官から別添のとおり通知があり、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」が示されました。

本県では、このガイドラインを踏まえ、万全の感染症対策を講じた上で、市町村立学校及 び県立学校における教育活動を春季休業明けから再開することとします。

各学校におかれては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師等と連携した保健管理体制の整備などの対策を講じた上で、新学期を始める準備を行ってください。

なお、ガイドラインの主な内容は別紙のとおりです。

教育事務所・支所にあっては、管内市町村教育委員会に対し、各小中学校、義務教育学校、 高等学校及び特別支援学校へ周知するよう依頼してください。

担当 保健体育課振興・保健グループ(山下)

電話 052-954-6793 (ダイヤルイン)

担当 教職員課人事企画グループ (所)

電話 052-954-6767 (ダイヤルイン)

担当 高等学校教育課教科・定通指導グループ (鶴見)

電話 052-954-6787 (ダイヤルイン)

担当 義務教育課教科指導・人権教育グループ (山上)

電話 052-954-6799 (ダイヤルイン)

担当 特別支援教育課指導グループ (尾野)

電話 052-954-6798 (ダイヤルイン)

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインで示された留意点

1 基本的な感染症対策の実施

(1) 感染源を絶つこと

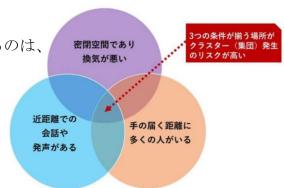
次の方法により、発熱等の風邪症状がみられる児童生徒等については、自 宅で休養させることを徹底すること。

- ◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ◎ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認
- (2) 感染経路を絶つこと 手洗いや咳エチケットを徹底する。
- (3) 抵抗力を高めること 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を 心がける。

2 集団感染のリスクへの対応

これまで、集団感染が確認された場に共通するのは、

- ・換気の悪い密閉空間であった
- 多くの人が密集していた
- ・近距離での会話や発声が行われた という3つの条件が重なった場である。



この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることが重要である。 これを踏まえ、以下のような対応を行うこと。

(1) 換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施すること。その際、衣服等による温度調節に も配慮すること。

(2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等 飛抹を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するなどする よう指導すること。